

令和7年度第2回碧南市地域包括支援センター運営協議会 次第

日時：令和8年2月13日（金）

午後1時30分から

場所：碧南市役所 2階 談話室1

1 あいさつ

2 議題

(1) 令和8年度地域包括支援センター運営方針について（資料1）

(2) 第一号介護予防支援事業及び指定介護予防支援事業を委託できる居宅介護支援事業所の承認について（資料2）

3 その他

令和8年度
地域包括支援センター運営方針 案

碧南市

目次

I	運営方針策定の趣旨	3
II	地域包括支援センターの意義・目的	3
III	運営上の基本的考え方や理念	3
1	当事者重視の視点	3
2	公益性の視点	3
3	地域性の視点	3
4	協働性の視点	3
5	市と地域包括支援センターの連携	4
IV	業務推進の指針	4
1	共通事項	4
(1)	事業計画の策定	4
(2)	設置場所等	4
(3)	機能強化型センター	4
(3)	職員の体制	4
(4)	職員の姿勢	5
(5)	きめ細やかな相談、支援、記録の実施	5
(6)	地域包括支援センター全体のスキルアップ	5
(7)	行政機関との連携強化	5
(8)	広報活動	6
(9)	個人情報の保護	6
(10)	苦情対応	6
2	包括的支援事業	6
(1)	総合相談支援業務	6
ア	実態把握	6
イ	総合相談業務	6
ウ	ネットワーク構築	6
(2)	権利擁護業務	7
ア	高齢者虐待の予防活動	7
イ	高齢者虐待の早期発見、早期介入	7
ウ	成年後見制度等の利用支援等	7
エ	消費者被害への相談支援	7
(3)	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	7
ア	包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築	7
イ	介護支援専門員に対する支援	7
(ア)	日常的個別指導・相談	7

- (イ) 事例検討会、研修会の実施・・・ 8
- (ウ) 支援困難事例等への指導・助言・・・ 8
- (エ) 地域における介護支援専門員のネットワークの活用・・・ 8
- (オ) ケアプラン点検との連携・・・ 8
- (4) 介護予防ケアマネジメント業務（第1号介護予防支援事業（要支援者を除く。））・・・ 8
- 3 介護予防の推進・・・ 8
 - (1) 介護予防教室、サロン等の開催・・・ 8
 - (2) 遊友の会の運営・・・ 8
 - (3) 自立支援型カンファレンスの運営・・・ 8
 - (4) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施との連携・・・ 8
- 4 地域包括ケアシステム推進体制の構築・・・ 8
 - (1) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築・・・ 8
 - (2) 地域ケア会議・・・ 9
 - (3) 在宅医療と介護の連携強化・・・ 9
 - (4) 認知症高齢者地域支援体制の構築・・・ 9
 - ア 認知症ケアパスの普及推進・・・ 9
 - イ 認知症地域支援推進員の配置と認知症初期集中支援チームとの連携・・・ 9
 - ウ 認知症高齢者声かけ訓練の実施・・・ 9
 - (5) 生活支援体制整備事業の実施・・・ 9
 - (6) 災害時の介護サービスの提供支援・・・ 10
- 5 指定介護予防支援・・・ 10
- 6 介護予防ケアマネジメント業務（第1号介護予防支援事業（要支援者に限る。））
 ・・・・ 10

I 運営方針策定の趣旨

この「地域包括支援センター運営方針」は、地域包括支援センターの運営上の基本的考え方、理念、業務推進の指針等を明確にするとともに、地域包括支援センター業務の円滑な効率的な実施に資することを目的に策定します。

II 地域包括支援センターの意義・目的

地域包括支援センターは、地域の高齢者の心身の健康保持及び生活の安定のための必要な援助を行うことを業務とし、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置しています。（介護保険法第115条の46）

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が、地域において切れ目なく一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた中核機関としての役割が求められています。

このことを踏まえ、地域包括支援センターの設置責任主体である碧南市（以下「市」という。）は、地域包括支援センターの設置目的を達成するための体制整備等に努め、その運営について適切に関与する必要があります。

市が設置する地域包括支援センター運営協議会は、地域包括支援センターの運営に関する事項について、承認や協議、評価する機関として役割を発揮することにより、市の適切な意思決定に関与し、適切、公正かつ中立な地域包括支援センターの運営を確保します。

III 運営上の基本的考え方や理念

1 当事者重視の視点

地域包括支援センターは、常に高齢者自身の意思を尊重し、高齢者が自立した生活を継続できることを目標に一人ひとりの状況に合わせた支援を行います。

2 公益性の視点

地域包括支援センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行います。

地域包括支援センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や国・県・市の公費によって賄われていることを十分理解し適切な事業運営を行います。

3 地域性の視点

地域包括支援センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当圏域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。

地域包括支援センター運営協議会や地域ケア会議等を通じて地域住民や関係機関、サービス利用者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組みます。

4 協働性の視点

地域包括支援センターの保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職が「縦割り」に業務を行うのではなく、職員相互が情報を共有し、理念・方針を理解したうえで、連携・協働の事務体制を構築し、業務全体をチームとして支えます。

地域の保健・医療・福祉の専門職やボランティア、民生委員等の関係者と連携を図りな

から活動します。

5 市と地域包括支援センターの連携

高齢介護課地域支援係は地域包括支援センターとの連携を図るとともに地域包括支援センター間の総合調整及び認知症対応、権利擁護、虐待事例などに関する後方支援、相談・助言等基幹的役割を行います。

IV 業務推進の指針

1 共通事項

(1) 事業計画の策定

地域包括支援センターは、地域の実情に応じて必要となる重点課題・重点目標を設定し、各地域での特色ある創意工夫した事業運営に努めます。

また、事業計画は、地域包括支援センターの基本姿勢を表すものとして毎年提示します。

(2) 設置場所等

運営における基本的視点（公益性、地域性、協働性）に立って次のとおり事務所を設置します。

名称	担当地区	運営	設置場所	開設日
碧南社協地域包括支援センター	新川・西端	社会福祉法人 碧南市社会福祉協議会	へきなん福祉センターあいくる内	月～金 年末年始・休日を除く
			西端出張所	月～金 年末年始・休日を除く
碧南東部地域包括支援センター	中央・旭	社会福祉法人 愛生館	ケアセンターひまわり内	月～金 年末年始・休日を除く
碧南南部地域包括支援センター	大浜・棚尾	社会福祉法人 碧晴会	結いの家ご縁内	月～金 年末年始を除く

※開設時間はいずれも8時30分から17時15分

但し、西端出張所は9時から16時

※開設以外の曜日・時間帯については携帯電話の所持、市時間外受付からの連絡により相談を受ける体制をとります。

(3) 機能強化型センター

認知症支援の機能を強化し、当該分野において他のセンターを支援するセンターを設置します。機能強化型センターは碧南南部地域包括支援センターとし、担当区域は全区域とします。

(4) 職員体制

碧南社協地域包括支援センター

職種	総数	人数
保健師その他これに準ずる者	5名	1名以上
社会福祉士その他これに準ずる者		1名以上
主任介護支援専門員その他これに準ずる者		1名

※西端出張所は保健師等、社会福祉士の2名配置とする。

碧南東部地域包括支援センター

職種	総数	人数
保健師その他これに準ずる者	5名	1名以上
社会福祉士その他これに準ずる者		1名以上
主任介護支援専門員その他これに準ずる者		1名

碧南南部地域包括支援センター

職種	総数	人数
保健師その他これに準ずる者	5名	1名以上
社会福祉士その他これに準ずる者		1名以上
主任介護支援専門員その他これに準ずる者		1名

※機能強化型センターの担当職員を含む。

(5) 職員の姿勢

地域包括支援センターの業務は、地域に暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、常に当事者に最善の利益を図るために業務を遂行します。

(6) きめ細やかな相談、支援、記録の実施

地域包括支援センターは、高齢者に関する総合相談窓口であり、様々な内容の相談が寄せられます。これらの相談に対しては、高齢者自身の意思を尊重しながら、一人ひとりの状況に合ったきめ細やかな相談、支援を実施します。

また、継続性を重視し、高齢者の心身の状況の変化等に合わせた適切な対応が図れるよう努め、その経過について記録します。

(7) 地域包括支援センター全体のスキルアップ

職員は相談技術やケアマネジメント技術の向上等、業務に必要な知識、技術の習得を目的とした研修等に積極的に参加し、各職員が学んだ内容を全員で共有することにより地域包括支援センター全体のスキルアップに努めます。

また、センター業務が一定の運営水準を確保し、地域包括支援センターの運営が安定的・継続的に行えるために市が提示する自己評価を利用して振り返りを行います。

(8) 行政機関との連携強化

地域包括支援センターの業務は多岐に渡り、市の関係部署や保健所、社会福祉協議会等の公的機関等と密接に関係しています。支援困難ケースなどにも迅速に対応できるよう日常的に連携を図るとともに、市等が主催する会議に積極的に参加し、引き続き相互協力関係を深めていきます。

また、地域包括支援センター職員は地域包括ケア会議を通じて高齢介護課、健康課及

び国保年金課職員等と情報交換・個別ケース支援、地域ケア会議により抽出された課題等を検討します。

(9) 広報活動

地域包括支援センターの業務を適切に実施していくため、また業務への理解と協力を得るため、広報へきなんや地区行事等を通じて積極的に広報活動を行います。

(10) 個人情報の保護

地域包括支援センターでは業務上、高齢者の様々な情報を得ることになるため、その情報管理には万全を期することが求められます。地域包括支援センターが有する情報が業務に関係のない目的で使用されたり、不特定多数の者に漏れることのないよう情報管理を徹底します。

(11) 苦情対応

地域包括支援センターは地域における高齢者の身近な相談窓口として位置づけられています。利用者からの介護サービスに関する苦情があった場合、介護保険制度及び苦情対応の仕組みを説明するとともに必要に応じて高齢介護課に情報提供する等、関係機関と連携して解決を図る役割を担います。

地域包括支援センターに対する苦情対応窓口は高齢介護課に設置し、迅速かつ適切に対応します。

2 包括的支援事業

(1) 総合相談支援業務

将来、介護が必要となる可能性が高い虚弱な高齢者を把握し、必要なサービスを提供することにより、介護予防の効果を発揮するものとし、また、一人ひとりの高齢者の生きがいや自己実現のための取り組みを総合的に支援することにより、生活の質（QOL）の向上を目指すものとします。そのためには、利用者の主体的な取り組みが不可欠であり、それがなければ十分な効果が期待できないため、利用者の意欲が高まる適切な働きかけに努めます。また、利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を基本とし、利用者の出来る能力を阻害する不適切なサービスを提供しないように配慮します。

ア 実態把握

医療機関や民生委員、居宅介護支援事業所等の介護保険事業者など様々な機関や関係者と連携しながら支援を必要とする高齢者を把握します。

また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の事業において支援を必要とする高齢者に対して適切な支援を行います。

イ 総合相談業務

複雑かつ多様化しつつある高齢者に関わる相談内容を的確に判断し、必要な方策の検討とそれに基づく速やかな初期対応を行い、必要かつ適切な保健、医療、福祉サービス及び重層的支援体制整備事業につなげます。

また、介護離職を防ぐため家族介護者の視点を活かした支援に取り組みます。

ウ ネットワーク構築

地域の様々な関係者のネットワークを通じて、高齢者の実態把握を行うとともに総合相談、地域ケア会議等を通じて、支援が必要と判断された高齢者を支援するため、

既存のネットワークの活用を行うとともに、新たなネットワークの構築に取り組みます。

(2) 権利擁護業務

ア 高齢者虐待の予防活動

高齢者虐待の予防的取り組みとして保健、医療、福祉、介護関係者だけでなく、多くの市民の理解を深めるため、高齢者虐待の実態、通報義務等の対応など啓発活動に努めます。

イ 高齢者虐待の早期発見、早期介入

高齢者本人・家族、医療機関、居宅介護支援事業所、介護サービス事業者、民生委員、地域住民等多くの方々から寄せられる虐待の通報や相談から事実確認を行い、市の関係部署や外部関係機関と連携を図り、早期発見、早期介入に努めます。またその際にチームアプローチを実践し、虐待の予防・再発防止のための見守り等に取り組み、改善がみられない場合や、生命の危険性が高く緊急的な対応が必要と判断した場合は、警察等と連携を図りながら被虐待者の支援にあたります。

また、老人福祉施設等への措置が必要な場合は、高齢介護課高齢福祉係等と連携を図り継続的に支援します。

ウ 成年後見制度等の利用支援等

契約や預金等の資産管理、身上監護の相談に対し適切な支援を行うとともに、成年後見支援センター等の利用について、助言や支援を行います。

また、日常生活自立支援事業等、権利擁護を推進するための既存の制度も含めた周知、啓発に努めます。

エ 消費者被害への相談支援

一人暮らし高齢者や高齢者世帯等を狙った消費者被害から高齢者を守るため、民生委員、地域住民、居宅介護支援事業所、介護サービス事業者等日頃から高齢者と接する関係者からの情報収集に努めます。さらに消費者センター、弁護士会等の関係機関と連携を図り被害の未然防止、問題の解決にあたります。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

ア 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築

高齢者の心身の状況等の変化に応じた適切な支援を行うため、主治医、介護支援専門員、介護サービス事業者等の多職種協働による連携体制を構築します。

また、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図り、高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントに取り組みます。

これらの取り組みにおいては碧南市介護サービス機関連絡協議会と連携し、推進します。

イ 介護支援専門員に対する支援

(7) 日常的個別指導・相談

介護支援専門員の日常的業務に関し、専門的見地から個別指導や相談支援を行います。

(イ) 事例検討会、研修会の実施

介護支援専門員全体のスキルアップを図るため、碧南市介護サービス機関連絡協議会や高齢介護課と連携し、事例検討会や研修会を実施します。

(ロ) 支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える支援困難なケースについては、主任介護支援専門員が具体的な支援方針を検討しながら助言等を行います。

(ハ) 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

碧南市介護サービス機関連絡協議会と連携し、地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために介護支援専門員相互の情報交換を行う場を設定する等、ネットワークの構築を図り活用します。

また、地域の主任介護支援専門員とのネットワークを構築し、介護支援専門員により適切な支援を行えるよう取り組みます。

(ニ) ケアプラン点検との連携

介護支援専門員が利用者の自立支援に資するケアプランを作成できるよう、高齢介護課が行うケアプラン点検と連携して、介護支援専門員等の資質向上を支援します。

(4) 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業 要支援認定者を除く。）

基本チェックリスト該当者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状態等に応じて高齢者自身が自らの選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス等適切な事業が包括的・効率的に実施されるよう必要な援助を行います。また、高齢者自身が自分の健康増進や介護予防についての意識を持ち、自ら必要な情報にアクセスするとともに、介護予防や健康の維持・増進に向けた取り組みを行えるよう支援をします。

3 介護予防の推進

(1) 介護予防教室、サロン等の開催

生活機能の低下を予防するため、担当地域の実情に応じて介護予防教室やサロン等を開催します。

多様な参加の場づくりとリハビリ専門職の適切な関与により高齢者が生きがいをもって生活できるよう支援します。

(2) 遊友の会の運営

高齢介護課が地域介護予防活動支援事業として実施する「遊友の会」を運営します。

(3) 自立支援型カンファレンスの運営

自立支援型カンファレンスを運営し、地域の支援者の自立支援・重度化防止の意識の醸成に取り組みます。

(4) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施との連携

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の事業で行う糖尿病性腎症重症化予防、生活習慣病重症化予防、身体的フレイル対策、健康状態不明者対策等のハイリスクアプローチと連携して個別支援をすすめます。

4 地域包括ケアシステム推進体制の構築

(1) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

包括的支援事業を効果的に実施するためには介護サービスのみならず、地域の保健・医療・福祉サービスやボランティア、インフォーマルサービス等様々な社会資源と有機的に連携することができる環境整備として、多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」を構築することが必要となります。

地域における包括的な支援体制を推進するため、地域包括支援ネットワークを構築し高齢者個人に対する支援の充実を図るとともに、それを支える社会基盤の整備を図るよう努めます。

(2) 地域ケア会議

多職種による専門的視点を交え、個別の支援困難事例の課題解決を図り、個別ケースの課題分析等を通じて地域における課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくりに取り組みます。また、地域に必要な取り組みを明らかにし、政策形成につなげることを目的とした「地域包括ケア会議」に参加するなど地域ケア会議の推進・充実に努めます。

(3) 在宅医療と介護の連携強化

在宅医療・介護ニーズが高い高齢者や認知症高齢者の増加に対応するため、更なる医療と介護の連携強化に努めます。

在宅医療サポートセンターと連携し在宅医療の現状、課題を把握し適切な支援体制を検討します。

(4) 認知症高齢者地域支援体制の構築

認知症高齢者とその家族が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう、認知症に関する理解促進および地域の支援体制強化を図ります。

ア 認知症ケアパスの普及推進

認知症ケアパスを市民、介護事業者、医療従事者に普及・啓発を図ります。

イ 認知症地域支援推進員の配置と認知症初期集中支援チームとの連携

各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を1名配置し、高齢介護課地域支援係に配置する認知症初期集中支援チームと連携し、ケアの向上に取り組みます。また、認知症の人やその家族、地域住民が気軽に集まり情報交換やリフレッシュの場となる「認知症カフェ」に出向き、相談支援を行うなど認知症やその家族等に対する支援体制の構築に取り組みます。

ウ 認知症高齢者声かけ訓練の実施

地域における見守り体制の構築と、地域住民の認知症への理解を促進するため、地域単位での認知症高齢者声かけ訓練実施に努めます。

(5) 生活支援体制整備事業の実施

日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を図るため協議体の設置を通じ高齢者のニーズとボランティア等の地域資源とのマッチングにより多様な主体による生活支援の充実に取り組みます。

各地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置し、協議体設置に取り組みます。

また、地域福祉を推進するため地域福祉推進会議に参加します。

取り組みの中で把握した社会資源や生活課題を整理し地域資源の開発やそのネットワーク化につなげます。

(6) 災害時の介護サービスの提供支援

大規模災害時のサービス利用者の安否確認及び必要な介護サービスの提供について碧南市介護サービス機関連絡協議会と連携してその体制の構築に取り組みます。

また、利用者の個別避難計画策定に協力し、平常時の防災教育に取り組みます。

5 指定介護予防支援

指定介護予防支援は、介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるように、心身の状況、環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整を行います。また適切にモニタリングや評価を行い、インフォーマルサービスを含めた効果的なサービス利用を継続的に支援します。

また、指定介護予防の一部を居宅介護支援事業所に委託する場合には、委託先の事業所を公平中立に選定することとし、適切な業務が行われるよう担当介護支援専門員に対し助言、指導等を行います。

主任介護支援専門員は、ケース担当者の自立支援に向けた適切な介護予防ケアマネジメントが遂行できる体制をとります。

6 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業（要支援認定者に限る。））

要支援者に対して、介護予防及び日常生活の自立支援を目的として、その心身の状態等に応じて高齢者自身が自らの選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス等適切な事業が包括的・効率的に実施されるよう必要な援助を行います。

なお、この事業は、指定介護予防支援と包括的支援事業とを一体的に行います。

資料 2

第一号介護予防支援事業及び指定介護予防支援事業を委託できる居宅介護支援事業所の選定について

法人名	事業所名	所在地	介護サービス										令和8年2月現在 人員配置	営業日	R6年度 延べ委託 件数	R7年度 延べ委託 件数			
			訪問介護	訪問看護	訪問介護 ヘルパー	訪問看護 ヘルパー	介護予防 サービス	介護予防 ヘルパー	介護予防 ヘルパー	介護予防 ヘルパー	介護予防 ヘルパー	介護予防 ヘルパー							
1 (福) 碧晴会	居宅介護支援事業所結いの家こ縁	碧南市													管理員1名(常勤・介護支援専門員と兼務) 介護支援専門員6名(常勤専従4名、常勤兼 務1名、管理者兼務1名)	月曜日から金曜日 年末年始(12/31～1/3)を除く 午前8時30分～午後5時30分	155	77	
2 (福) 愛生館	ケアプランセンターひまわり	碧南市													管理員1名(常勤・介護支援専門員と兼務) 介護支援専門員15名(常勤専従8名、非常 勤専従3名、非常勤兼務3名、管理者兼務1 名)	月曜日から土曜日 年末年始(12/31～1/3)を除く 午前8時45分～午後5時45分	156	87	
3 (医) 十喜会	居宅介護支援事業所サンプラトー	碧南市													管理員1名(常勤・介護支援専門員と兼務) 介護支援専門員6名(常勤兼務1名、非常勤 専従4名、管理者兼務1名)	月曜日から金曜日 年末年始(12/29～1/3)を除く 午前8時30分～午後5時30分	133	112	
4 あいち中央農業協同組 合	JAあいち中央ケアプランセンター碧 南	碧南市													管理員1名(常勤・介護支援専門員と兼務) 介護支援専門員4名(常勤専従3名、管理 者兼務1名)	月曜日から金曜日 年末年始(12/30～1/3)を除く 午前8時30分～午後5時30分	16	35	
5 (有) 沢井看護サービ ス	ひなた居宅介護支援事業所	碧南市													管理員1名(常勤・介護支援専門員と兼務) 介護支援専門員3名(常勤専従1名、常勤兼 務1名、管理者兼務1名)	月曜日から金曜日 年末年始(12/29～1/3)を除く 午前8時30分～午後5時	23	21	
6 (医) 桐尾医院	居宅介護支援事業所よろずや	碧南市													管理員1名(常勤・介護支援専門員と兼務) 介護支援専門員1名(管理者兼務1名)	月曜日から土曜日 年末年始(12/31～1/3)を除く 午前8時30分～午後5時	1	0	
7 碧南市	碧南市居宅介護支援事業所	碧南市													管理員1名(常勤・介護支援専門員と兼務) 介護支援専門員2名(常勤専従1名、管理 者兼務1名)	月曜日から金曜日 年末年始(12/29～1/3)を除く 午前8時30分～午後5時30分	0	0	
8 (福) 長寿会	碧南市みどり居宅介護支援事業所	碧南市													管理員1名(常勤・介護支援専門員と兼務) 介護支援専門員13名(常勤専従2名、管理 者兼務1名)	月曜日から土曜日 年末年始(12/29～1/3)を除く 午前8時30分～午後5時15分	167	91	
9 (株) ケアマネージメント パーク	パークナーケア高浜	高浜市													管理員1名(常勤・介護支援専門員と兼務) 介護支援専門員2名(常勤専従1名、管理 者兼務1名)	月曜日から土曜日(土は月2日程度) 年末年始(12/30～1/3)を除く 午前9時～午後6時	0	0	
10 (資) 四ツ葉のクロー バー	クローバーケアプランセンター	高浜市													管理員1名(常勤・介護支援専門員と兼務) 介護支援専門員3名(常勤専従2名、管理 者兼務1名)	月曜日から金曜日 年末年始(12/29～1/3)・8/13～15を除く 午前8時～午後5時	9	0	
11 (同) ちせい	ケアプラン ひびき	高浜市													管理員1名(常勤・介護支援専門員と兼務) 介護支援専門員6名(常勤専従3名、常勤兼 務1名、非常勤専従1名、管理者兼務1名)	月曜日から土曜日 年末年始(12/28～1/3)を除く 午前8時30分～午後5時30分	42	16	
12 (同) Y&Kグルー プ	居宅介護支援事業所えさか福祉か ふえ	安城市													管理員1名(常勤・介護支援専門員と兼務) 介護支援専門員2名(常勤専従1名、管理 者兼務1名)	月曜日から土曜日 年末年始(12/29～1/3)を除く 午前9時～午後5時	34	19	
13 すみれ介護(同)	すみれ介護	岡崎市													管理員1名(常勤・介護支援専門員と兼務) 介護支援専門員5名(常勤専従4名、管理 者兼務1名)	月曜日から金曜日 年末年始(12/30～1/3)を除く 午前9時～午後6時	24	8	
14 (合) 豊心	居宅介護支援事業所 豊心	平田市													管理員1名(常勤・介護支援専門員と兼務) 介護支援専門員1名(管理者兼務1名)	月曜日から金曜日 年末年始(12/30～1/3)を除く 午前11時～午後8時	2	8	
15 (合) 一期一縁	ケアプラン彩心	碧南市													管理員1名(常勤・介護支援専門員と兼務) 介護支援専門員2名(非常勤専従1名、管理 者兼務1名)	月曜日から土曜日 年末年始(12/30～1/3)を除く 午前8時30分～午後5時30分	2	8	
16 スキウラ建設(株)	ケアプランライフ	西尾市													管理員1名(常勤・介護支援専門員と兼務) 介護支援専門員2名(非常勤専従1名、管理 者兼務1名)	月曜日から金曜日 年末年始(12/30～1/3)を除く 午前8時30分～午後5時30分	8	8	
17 (株) エンジョイライフす ずき	ケアプランひとみ	西尾市													管理員1名(常勤・介護支援専門員と兼務) 介護支援専門員2名(常勤専従1名、管理 者兼務1名)	月曜日から土曜日 年末年始(12/29～1/3)を除く 午前8時30分～午後5時30分	8/13～15、年末年始(12/29～1/3)を除く 午前9時～午後6時	0	0
18 (株) 輪	ケアプランわっぱ	碧南市													管理員1名(常勤・介護支援専門員と兼務) 介護支援専門員1名(管理者兼務1名)	月曜日から金曜日 年末年始(12/29～1/3)・8/13～15を除く 午前9時～午後5時	新 規 (令和8年4月より)	0	

合計 762 (787) 483
 (廃止等事業所含) 委託率 8.4% 7.4%